

平成 23 年 5 月 6 日
原子力安全・保安院

浜岡原子力発電所の津波に対する防護対策の確実な実施とそれまでの間の運転の停止について

原子力安全・保安院（以下「当院」という。）は、福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、平成 23 年 3 月 30 日に、中部電力株式会社（以下「中部電力」という。）各電気事業者等に対して、津波により 3 つの機能（全交流電源、海水冷却機能、使用済み燃料貯蔵プール冷却機能）を全て喪失したとしても、炉心損傷等を防止できるよう、緊急安全対策に直ちに取り組むとともに、これらの実施状況を早急に報告するよう指示しました。

当該指示を受け、中部電力浜岡原子力発電所において保安規定や手順書を整備、必要な設備を導入、さらに実地の訓練により確認し、原子力安全・保安院が立入検査により適切に行われていることを確認しました。その結果、適切に措置されているものと評価しました。

しかしながら、同発電所については、想定東海地震の震源域に近接して立地しており、文部科学省の地震調査研究推進本部の評価によれば、30 年以内にマグニチュード 8 程度の想定東海地震が発生する可能性が 87% と極めて切迫しているとされており、大規模な津波の襲来の可能性が高いことが懸念されることから、（別紙）のとおり、中部電力の報告にある津波に対する防護対策及び海水ポンプの予備品の確保と空冷式非常用発電機等の設置についても確実に講ずることを求めるとともに、これらの対策が完了し、当院の評価・確認を得るまでの間は、同発電所の全ての号機について、運転を停止するよう求めました。

別紙：浜岡原子力発電所の津波に対する防護対策の確実な実施とそれまでの間の運転の停止について

（本発表資料のお問い合わせ先）

原子力発電検査課長 山本 哲也

担当者：野口、^{くまがい}熊谷、^{ただうち}忠内電 話：03-3501-1511（内線）4871
03-3501-9547（直通）

経済産業省

平成23・05・06原第1号

平成23年5月6日

中部電力株式会社

代表取締役社長 社長執行役員 水野 明久 殿

経済産業大臣 海江田 万里

浜岡原子力発電所の津波に対する防護対策の確実な実施とそれまでの間の運転の停止について

平成23年3月30日に貴社に対し緊急安全対策の実施を指示し、その実施状況に関する報告を受け、その内容を確認した結果、適切に措置されているものと評価します。

しかしながら、浜岡原子力発電所については、想定東海地震の震源域に近接して立地しており、文部科学省の地震調査研究推進本部の評価によれば、30年以内にマグニチュード8程度の想定東海地震が発生する可能性が87%と極めて切迫しているとされており、大規模な津波の襲来の可能性が高いことが懸念されることから、貴社の報告にある津波に対する防護対策及び海水ポンプの予備品の確保と空冷式非常用発電機等の設置についても確実に講ずることを求めます。

また、これらの対策が完了し、原子力安全・保安院の評価・確認を得るまでの間は浜岡原子力発電所の全ての号機について、運転を停止するよう求めます。